

ちば

令和5年度

事業概要



千葉県柏土木事務所

もくじ

● 管内図	1
● 事務所の沿革	2
● 管内の概要	3
● 事務所の組織	5
● 令和4年度予算執行状況	8
● 令和5年度予算・執行額事業内訳	9
● 主要事業の概要	11
1. 道路事業	11
2. 河川事業	16
3. 街路事業	20
4. 高架事業	23
5. 公園事業	25
● 管内道路並びに河川等の現況	26
● 公園の現況	30
● 建築及び宅地指導について	33

<表紙写真>

左上：(一) 手賀沼 若松湖岸堤整備状況

右上：県立市野谷の森公園 事業整備状況

左下：(主) 守谷流山線 十余二歩道橋 整備状況

右下：新京成7・7・3号線 整備状況

管内図



● 事務所の沿革

- 昭和58年 4月** 東葛飾都市計画事務所は、千葉県東葛飾支庁管内のうち、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、閑宿町及び沼南町の6市2町の増大する都市問題に適切に対応するため、東葛飾土木事務所の建築課、開発指導課、都市工務課と都市部都市整備課の柏通信所跡地整備班を改組し、都市部の出先機関として、柏市柏5丁目6番23号の仮庁舎で業務を開始した。
- 昭和60年 4月** 柏市柏745の新庁舎（総工費1億8千万円、工期10ヶ月）で業務を開始した。
- 昭和61年 4月** 市川市、船橋市、浦安市の3市を新たに加え、東葛飾支庁の管轄区域と同一となる。これに伴い葛南土木事務所の建築課、都市工務課と津田沼区画整理事務所を改組し、習志野市津田沼1丁目511番地17号に当所の葛南支所を設置した。
- 昭和62年 4月** 当所葛南支所が、葛南都市計画事務所として分離独立した。
- 平成2年 4月** 管理用地課、宅地指導課がそれぞれ班となり、また、柏の葉公園の事業化に伴い、公園街路課が公園緑地課となる。
- 平成3年 4月** 街路課が街路区画整理課となる。
- 平成5年 4月** 東武野田線馬込沢駅・六実駅間の高架化事業の事業化に伴い、連続立体交差班を設置した。
- 平成8年 4月** 建築、街路区画整理、公園緑地の3課がそれぞれ班となる。
- 平成10年 4月** 常磐新線沿線市街地整備事業の都市計画決定に伴い、常磐新線沿線整備班を設置し、街路区画整理班が街路整備班になる。
- 平成11年 4月** 常磐新線沿線整備班を、区画整理班、街路・用地班に分割し、常磐新線沿線整備室となる。
- 平成12年 4月** 管理用地、建築、宅地指導、公園緑地及び街路整備班の各班をそれぞれ課とし、連続立体交差班が高架事業課に、常磐新線沿線整備室を常磐新線沿線事業室にするとともに、区画整理班及び街路・用地班を廃止した。
- 平成14年 4月** 常磐新線沿線事業室がつくばエクスプレス沿線事業室となる。
- 平成15年 4月** 公園緑地課、宅地指導課が公園宅地課に、高架事業課が高架事業推進室となる。
- 平成16年 4月** 都市部・土木部の再編により、旧東葛飾土木事務所柏支所と統合、東葛飾地域整備センター柏整備事務所に名称変更となる。総務課を廃止し、管理用地課を管理課と用地課に、また新たに道路河川課を設置した。
- 平成17年 4月** 千葉県住宅供給公社の事業を引き継ぎ、流山市南流山3丁目6-7に木地区事業室を設置した。管理課が調整課と維持管理課に、道路河川課が維持管理課と建設課に、街路整備課、公園宅地課、建築課が公園街路課と建築宅地課になる。
- 平成18年 4月** つくばエクスプレス沿線事業室と木地区事業室の事業を柏区画整理事務所と流山区画整理事務所に引き継ぎ、廃止した。
- 平成23年 4月** 柏土木事務所に名称変更となる。また、新たに総務課を設置した。
- 平成24年 4月** 維持管理課の維持班が維持課に、維持管理課の管理班と用地課が管理用地課になる。
- 平成25年 4月** 高架事業推進室が高架事業推進課になる。
- 平成26年 4月** 管理用地課を管理課と用地課に分割した。

● 管内の概要

柏土木事務所は、主として柏市と我孫子市の2市における道路事業、河川事業及び街路事業や公園事業を始めとする都市計画事業を所管するほか、野田市及び鎌ヶ谷市における連続立体交差事業、流山市における街路事業や公園事業などの都市計画事業も併せて所管しています。また、建築行政については、松戸市、柏市、我孫子市及び流山市の「特定行政庁」を除く、鎌ヶ谷市及び野田市を所管しています。

柏市及び我孫子市の2市を併せた総面積は、約158平方キロメートルと全県の約3%ですが、人口は約56万人と全県の約9%を占めています。

地勢は、北総台地に位置しており、東西約20km、南北約15kmで、北に茨城県境となる利根川が流れ、管内のほぼ中央部に手賀沼が位置する平坦な地形となっています。

当地域は、利根川の水運や水戸街道の宿場町として発展してきましたが、昭和40年代の高度経済成長に伴い、首都圏のベッドタウンとして、都市化が急激に進んだ地域です。

交通網については、道路では、常磐自動車道や国道6号・16号及び356号が骨格をなしており、鉄道では、JR常磐線・成田線、東武野田線の3路線に加え、平成17年8月からは「つくばエクスプレス線」も運行しています。

所管する施設については、道路として、国道356号のほか、主要地方道6路線、一般県道10路線、自転車道1路線、合わせて18路線、延長約119kmを、また、河川として、一級河川利根川水系の手賀沼、大津川及び大堀川、合わせて延長約32kmを管理しています。また、公園として、都市公園の「県立柏の葉公園」、「県立手賀沼自然ふれあい緑道」及び「県立市野谷の森公園」と、自然公園の「県立印旛手賀自然公園」を管理しています。

所管事業については、道路事業では、幹線道路網の整備として、国道356号我孫子バイパスの改良工事や主要地方道船橋我孫子線の大島田工区バイパス整備を、また、交通安全対策事業として、主要地方道市川柏線等で歩道等の整備を進めるとともに、一般県道我孫子流山自転車道線の整備を進めています。

また、河川事業では、手賀沼において広域河川改修事業や、「手賀沼総合浄化計画」に基づき水質改善を目的とした統合河川環境整備事業、大津川流域の浸水対策として総合流域防災事業を進めています。

都市計画事業については、街路事業では、柏市の箕輪青葉台線等の都市計画道路の整備を、公園事業では、流山市の「市野谷の森公園」の整備を、さらに、連続立体交差事業では、野田市内の東武野田線及び鎌ヶ谷市内の新京成線において鉄道の高架化及び関連側道の整備を進めています。

建築行政については、所管する限定特定行政庁2市において建築確認等を行うとともに、違反建築物のパトロール等を行い、違反建築物の防止及び是正指導に努めています。

管内市の面積と人口

(令和5年4月1日現在)

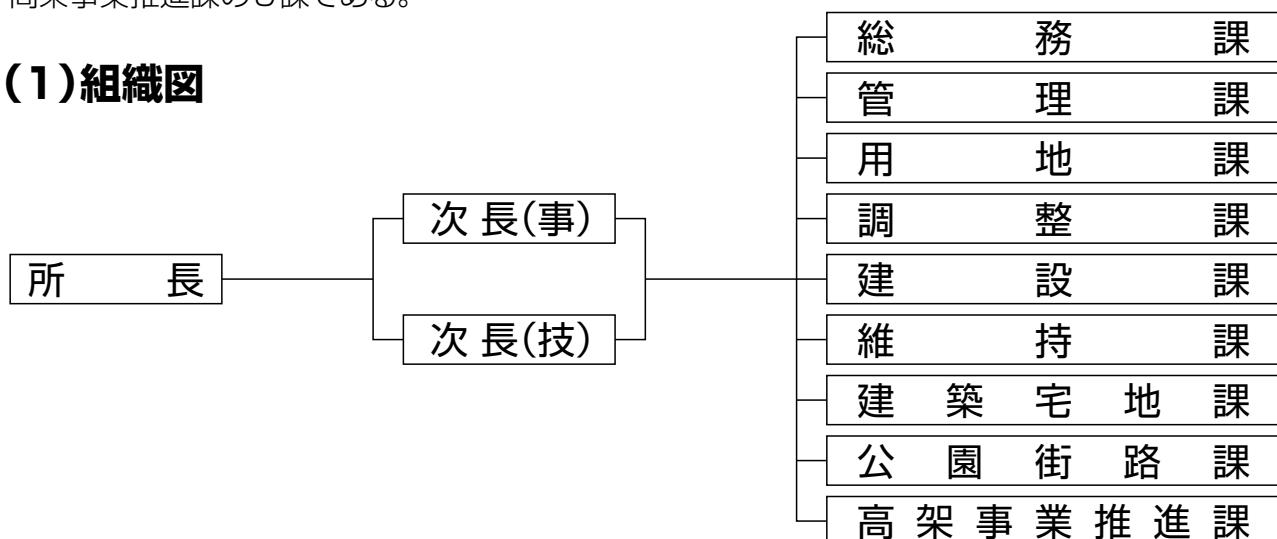
市名	面積 (km ²)	人口		世帯数 (世帯)
		人口(人)	対前年比※	
柏市	114.74	432,985	1.007	196,147
我孫子市	43.15	129,716	0.999	57,979
小計	157.89	562,701	1.005	254,126
松戸市	61.38	496,793	1.001	237,180
野田市	103.55	151,997	1.000	65,341
流山市	35.32	209,935	1.018	88,718
鎌ヶ谷市	21.08	109,509	0.998	48,677
小計	221.33	968,234	1.004	439,916
合計	379.22	1,530,935	1.004	694,042

※令和4年4月1日比

事務所の組織

当事務所の組織は、総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課、公園街路課、高架事業推進課の9課である。

(1)組織図



(2)職員構成

(令和5年4月1日現在)

職名 課・室名等	所長	次長		課		副主幹		主査		副主査		主事	技師	合計		備考
		技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務			事師	計	
所長	1													1		
次長		1	1											2		
総務課												3		3	事務次長が課長事務取扱	
管理課				1						1		4		6		
用地課				1		1				1		1		4		
調整課					1					1		1		4		
建設課					1						1		1	3		
維持課						1						4	5	6	(兼務)	
建築宅地課					1					1		2		4		
公園街路課					1							3		4		
高架事業推進課					1				1		1	3		8	(併任)市から派遣職員	
小計	1	1	1	2	6	1	0	0	2	2	2	10	11	39		
									1				1	45	(兼務)	
合計	1	2		8		1		3		9	10	11		45		(併任)市から派遣職員

(3)事務分掌

総務課

1. 所の総合企画及び調整に関すること。
2. 請負、入札及び契約に関すること。
3. 機械器具の管理に関すること。
4. 資材及び物資の需要調達に関すること。
5. 庶務に関すること。

管理課

1. 道路、河川並びに国有及び県有の土地及び水面の管理（維持課において所掌するものを除く）に関すること。
2. 急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること。
3. 県立自然公園、県立都市公園、首都圏近郊緑地保全区域及び特別緑地保全地区の管理に関すること。
4. プレジャーボートの係留保管の適正化に関すること。

用地課

1. 土地等の収用、買収及び補償に関すること（高架事業推進課において所掌するものを除く）。
2. 登記に関すること（高架事業推進課において所掌するものを除く）。
3. 不動産の鑑定評価に関すること。
4. 未利用地の管理及び処分に関すること。

調整課

1. 工事の企画及び連絡調整に関すること。
2. 技術に関する所内各課及び関係機関との連絡調整に関すること。
3. 技術関係の所内研修に関すること。
4. 工事の安全対策に関すること。
5. 市町村の国費及び県費補助を伴う土木事業・都市計画事業の指導監督等に関すること。
6. 道路、河川等の調査及び統計に関すること（維持課において所掌するものを除く）。

建設課

1. 道路、橋梁等の新設、改良及び舗装の工事に関すること（維持課において所掌するものを除く）。
2. 河川、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止施設等の新設及び改良の工事に関すること。
3. 道路、橋梁、河川等の新設及び改良に係る技術に関する調査、統計及び報告に関すること（維持課において所掌するものを除く）。

維持課

1. 道路、橋梁、河川、急傾斜地崩壊防止施設等並びに国有及び県有の土地の維持補修に関すること。
2. 道路改良（特殊改良第二種及び局部改良に限る）、交通安全施設、電線類地中化及び道路排水施設の工事に関すること。
3. 水防及び災害復旧工事（応急工事を含む）に関すること。
4. 道路、河川等の愛護奨励に関すること。
5. 道路、河川等の調査及び統計に関すること（維持補修、災害復旧等に関する事に限る）。

建築宅地課

1. 建築物等の許可、認定、確認、通知、届出、定期報告等の審査及び検査に関する事。
2. 建築士事務所の指導に関する事。
3. 清化槽の設置届の受理等に関する事。
4. 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物に係る指導及び助言並びに認定等に関する事。
5. 千葉県福祉のまちづくり条例に係る建築物の届出の受理、指導及び助言等に関する事。
6. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る届出及び通知の受理、助言、勧告、命令等に関する事（建築物及び建築系工作物に限る）。
7. 開発行為の許可、検査等に関する事。
8. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に関する事。
9. 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定建築物に係る指導、助言に関する事。
10. 建築物等に係る書類の閲覧に関する事。

公園街路課

1. 県立都市公園、首都圏近郊緑地保全区域及び特別緑地保全地区に係る工事及び維持補修に関する事。
2. 都市計画道路の工事に関する事。
3. 都市計画道路の維持補修に関する事（供用部分を除く）。
4. その他都市計画事業に関する事（鉄道高架事業を除く）。

高架事業推進課

1. 建築物等に係る調査、決定及び通知に関する事（鉄道高架事業に係るものに限る）。
2. 建築物等の移転及び補償に関する事（鉄道高架事業に係るものに限る）。
3. 土地等の収用、買収、補償及び管理に関する事（鉄道高架事業に係るものに限る）。
4. 登記に関する事（鉄道高架事業に係るものに限る）。
5. 連続立体交差事業に係る工事及び維持補修に関する事。
6. 都市計画道路の工事及び維持補修に関する事（鉄道高架事業に係るものに限る）。
7. その他鉄道高架事業に関する事。

令和4年度予算執行状況

(1)歳 入

(単位:千円)

科 目	令和4年度(a)	令和3年度(b)	(a)-(b)
6款 分担金及び負担金	772,385	999,253	-226,868
1項 負担金	772,385	999,253	-226,868
6目 土木費負担金	772,385	999,253	-226,868
7款 使用料及び手数料	97,868	99,104	-1,236
1項 使用料	97,756	99,029	-1,273
1目 総務使用料	17	17	0
7目 土木使用料	97,739	99,012	-1,273
2項 手数料	112	75	37
8目 証紙収入	112	75	37
9款 財産収入	535	2	533
1項 財産運用収入	2	2	0
1目 財産貸付収入	2	2	0
2項 財産売払収入	533	0	533
1目 不動産売払収入	533	0	533
13款 諸収入	43,949	14,701	29,248
7項 雑入	43,949	14,701	29,248
1目 雜入	43,949	14,701	29,248
計	914,737	1,113,061	-198,324

(2)歳 出

(単位:千円)

科 目	令和4年度(a)	令和3年度(b)	(a)-(b)
5款 環境費	995	1,243	-248
1項 環境費	995	1,243	-248
3目 水質保全費	995	1,243	-248
8款 商工費	1,143	0	1,143
3項 観光費	1,143	0	1,143
1目 観光費	1,143	0	1,143
9款 土木費	7,720,776	10,517,719	-2,796,943
1項 土木管理費	12,175	11,822	353
1目 土木総務費	5,785	5,422	363
2目 土木事務所費	6,356	6,348	8
3目 建築指導費	27	27	0
5目 用地対策費	7	25	-18
2項 道路橋りょう費	1,645,929	1,641,990	3,939
2目 道路維持費	1,155,537	1,370,399	-214,862
3目 道路新設改良費	284,255	199,344	84,911
4目 橋りょう維持費	57,238	23,504	33,734
5目 橋りょう新設改良費	148,899	48,743	100,156
3項 河川海岸費	395,115	345,100	50,015
1目 河川総務費	561	5,512	-4,951
2目 河川改良費	307,167	299,864	7,303
3目 砂防費	44,121	32,652	11,469
5目 水防費	43,266	7,072	36,194
5項 都市計画費	5,667,557	8,518,806	-2,851,249
2目 街路事業費	5,297,889	8,025,249	-2,727,360
3目 公園費	369,669	493,557	-123,888
12款 災害復旧費	0	0	0
2項 土木施設災害復旧費	0	0	0
4目 都市施設災害復旧費	0	0	0
計 (うち、前年度繰越額)	7,722,914 (2,956,306)	10,518,962 (3,591,275)	-2,796,048 -(634,969)

令和5年度予算・執行額事業内訳

(単位:千円)

公 共		県 単		合 計
事 業 区 分	令和5年度予算	事 業 区 分	令和5年度予算	令和5年度 予算
	路線 数等		路線 数等	
道路事業				
社会資本整備総合交付金	(0) 0	道路改良	(7,085) 117,593	
防災・安全交付金(交通安全)	2 (95,000) 45,000	橋梁架換	(50,006) 141,161	
防災・安全交付金(防災・安全)	管内 (5,000) 0	舗装道路修繕	管内 (0) 491,432	
道路メンテナンス(付属物修繕)	1 (30,840) 36,148	道路維持(一般)	管内 (0) 20,500	
道路メンテナンス(点検)	管内 (4,000) 23,800	道路維持修繕	管内 (0) 64,000	
交通安全対策補助	1 (14,600) 8,000	道路管理	管内 (0) 33,419	
交通調査	1 (945) 0	排水整備	管内 (19,444) 42,000	
ふさのくに観光道路ネットワーク(広域連携)	1 (57,393) 268,000	交通安全対策	管内 (43,909) 139,200	
		災害防止	管内 (0) 14,000	
		橋梁修繕(耐震・補修)	3 (30,000) 70,000	
		道路調査	管内 (0) 9,000	
		自転車道環境整備	2 (0) 10,000	
計	(207,777) 380,948	計	(149,563) 1,143,305	(357,340) 1,524,253
河川事業				
総合流域防災	1 (10,000) 0	河川管理	管内 (0) 3,000	
広域河川改修	1 (30,000) 10,000	都市河川管理	管内 (0) 34,100	
統合河川環境整備	1 (41,549) 60,000	河川環境整備	管内 (0) 28,200	
土砂災害防止	管内 (44,000) 0	河川維持	管内 (0) 96,100	
		河川改良	1 (25,534) 50,000	
		外来水生植物対策	1 (0) 1,800	
		水防事業	管内 (2,420) 490	
		河川環境整備(アダプト関係)	管内 (0) 500	
計	(125,549) 70,000	計	(27,953) 211,190	(153,502) 281,190

上段：() は、前年度より繰越額。下段：令和5年4月当初の内示額の予算で繰越額は含まない。

(単位:千円)

公 共		県 単		合 計	
事 業 区 分	令和5年度予算		事 業 区 分	令和5年度予算	
	路線 数等	事 業 費		路線 数等	事 業 費
公園事業					
公共公園整備(社会資本整備)	1	(198,396) 358,800	公園整備	3	(10,903) 51,503
公共公園整備(防災・安全)	2	(55,569) 183,466	公園管理	3	(0) 245,280
計		(253,965) 542,266	計		(10,903) 296,783 (264,868) 839,049
街路事業					
社会资本整備総合交付金(交付金街路)	1	(60,000) 131,982	街路整備	4	(53,794) 274,700
社会资本整備総合交付金(補助街路)	2	(277,386) 236,500	街路管理	6	(0) 28,300
計		(337,386) 368,482	計		(53,794) 303,000 (391,180) 671,482
高架事業					
公共街路整備事業	2	(823,644) 4,460,000	街路整備	2	(131,208) 259,059
計		(823,644) 4,460,000	計		(131,208) 259,059 (954,852) 4,719,059
公共合計		(1,748,321) 5,821,696	県単合計		(373,421) 2,213,337 (2,121,742) 8,035,033

上段：() は、前年度より繰越額。下段：令和5年4月当初の内示額の予算で繰越額は含まない。

※高架事業については、鉄道事業者負担分を除く。

主要事業の概要

1. 道路事業

事業名	県単道路改良
路線名	国道356号我孫子バイパス
工事箇所	我孫子市新々田～我孫子市日秀新田

国道356号は千葉県北部の銚子市、香取市、成田市等を経て我孫子市に至る一般国道で、北総地域の重要な幹線道路です。我孫子市内の国道356号は歩道や車道の幅員が狭く、また人家が連坦し整備が進まないことから、朝夕の交通混雑が激しい状況となっています。

このため、既成市街地の交通混雑緩和と周辺地域の生活環境の向上を図るためにバイパス整備を推進し、令和2年3月に全線4.8kmの「暫定2車線供用」を開始したところです。今年度は、四車線化に向け、引き続き用地取得等を進めています。

計画概要

全体計画	令和4年度迄実施	令和5年度予定
延長：4,800m 幅員：22.0m 事業費：7,065百万円 用地取得：90,106m ² 事業期間：昭和62年度～	事業費：5,657百万円 本事業：4,800m (暫定2車線) 用地取得：88,298m ² (全体の98%) 排水検討：一式	事業費：31百万円 用地調査・取得：一式 調査・設計：一式

位置図

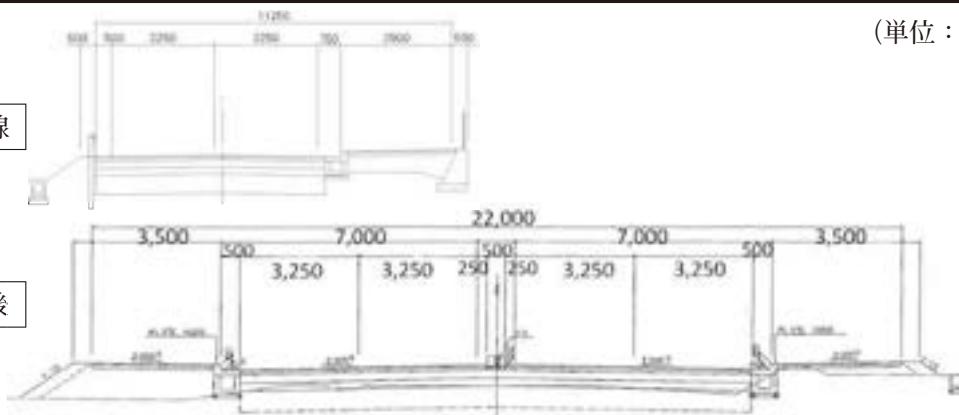


標準横断面図

(単位：mm)

暫定2車線

4車線整備後



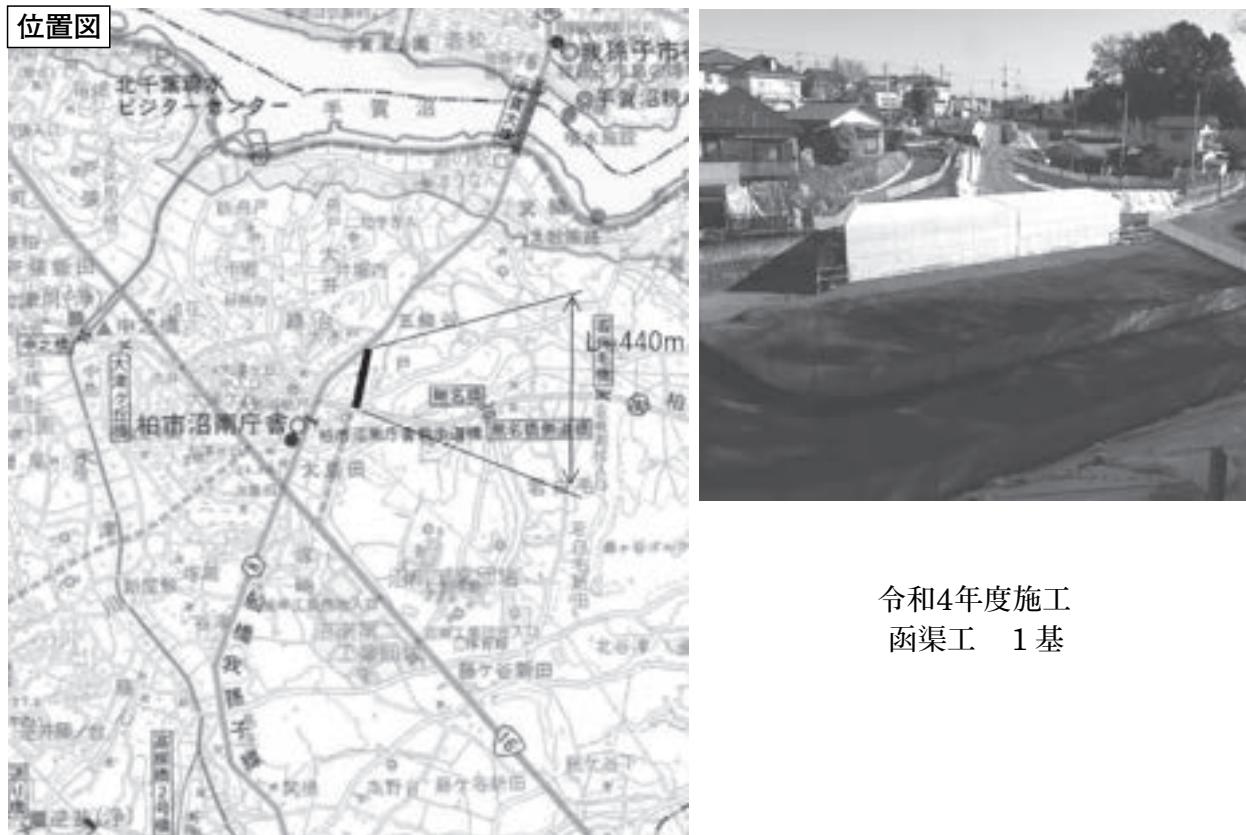
事業名	ふさのくに観光道路ネットワーク・県単道路改良
路線名	主要地方道 船橋我孫子線
工事箇所	柏市大島田

主要地方道 船橋我孫子線は船橋市から我孫子市へと千葉県北西部を縦断する重要な幹線道路です。当該区間は、国道6号と国道16号を結ぶ路線であり、柏都市計画道路3・4・51号のルートによるバイパス化で交通量の緩和を図り、交通混雑の解消を目的としています。

計画概要

全体計画	令和4年度迄実施	令和5年度予定
延長: 440m 幅員: 18.0m 事業費: 1,832百万円 用地取得: 13,289m ² 事業期間: 昭和59年度～	事業費: 1,479百万円 用地取得: 一式 (全体の99.5%) 設計・調査: 一式 盛土工: 一式 函渠工: 一式	事業費: 268百万円 調査: 一式 用地買収: 一式 擁壁工: 一式 道路整備工: 一式

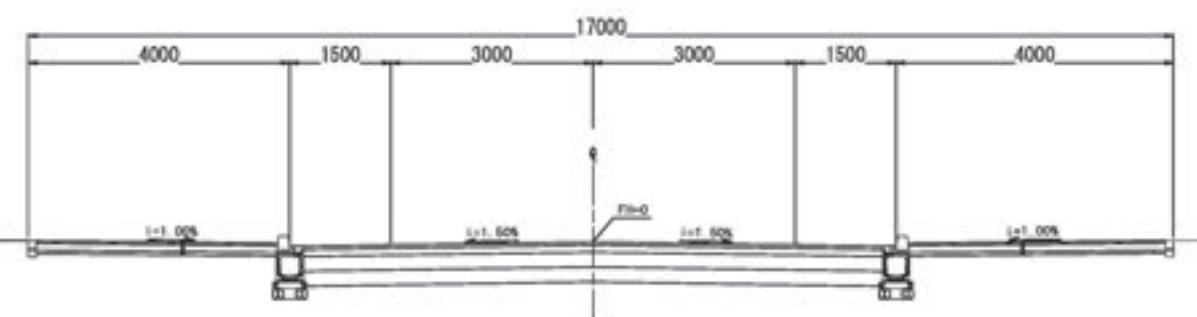
位置図



令和4年度施工
函渠工 1基

標準横断面図

(単位: mm)



事業名	防災・安全交付金（交通安全）
路線名	主要地方道 市川柏線
工事箇所	柏市逆井3丁目

本区間は、(主) 市川柏線と(一) 白井流山線との交差点であり、交通量が多い路線です。また、(主) 市川柏線から(一) 白井流山線へ向かう右折車両が多くあり、道路横断中の歩行者への危険が生じやすいことから、歩道の整備及び右折レーンの設置を進め、歩行者・自転車の安全と円滑な交通の流れを確保し、交通事故の防止を図ります。

計画概要

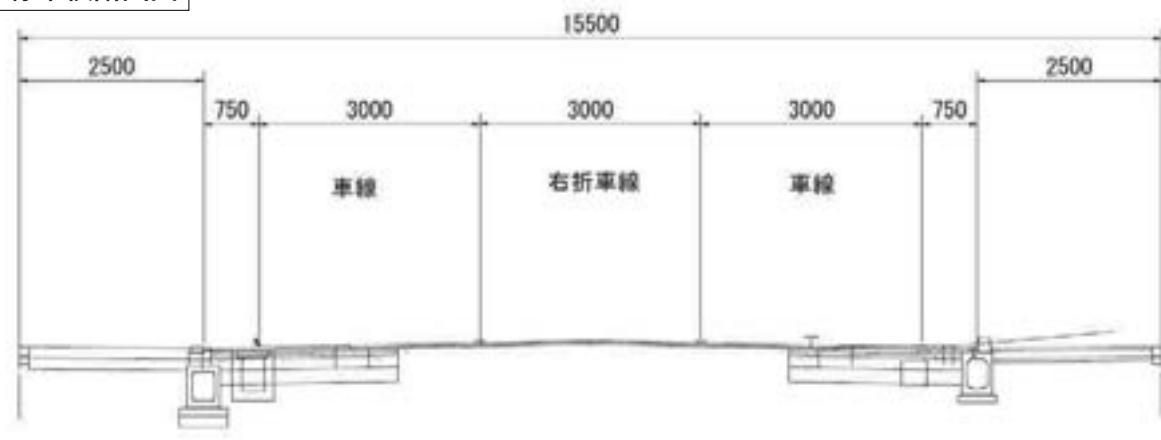
全体計画	令和4年度迄実施	令和5年度予定
延長: 200m (右折車線追加、両側歩道) 幅員: 15.5m 事業費: 1,205百万円 事業期間: 平成26年度～ 令和9年度	事業費: 640百万円 測量設計: 一式 用地取得: 一式 補償: 一式	事業費: 100百万円 用地取得: 一式 補償: 一式 物件調査: 一式

位置図



標準横断面図

(単位: mm)



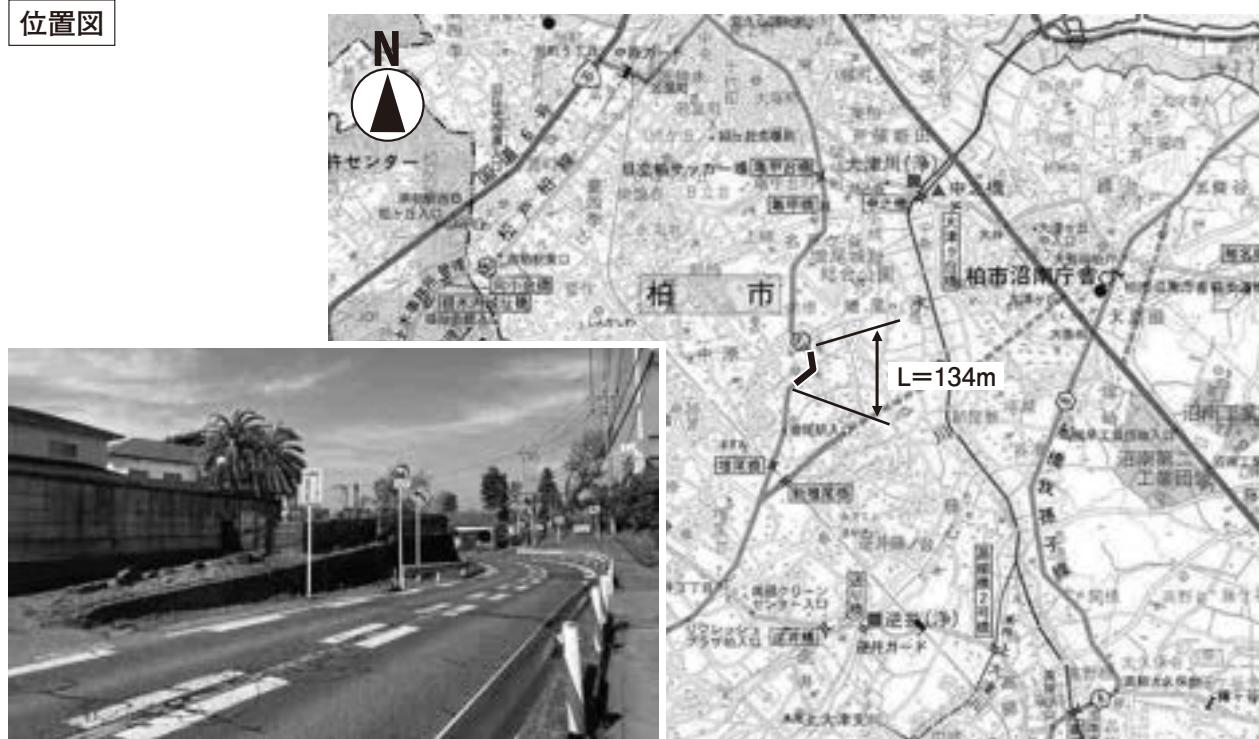
事業名	防災・安全交付金（交通安全）
路線名	主要地方道 市川柏線
工事箇所	柏市増尾3丁目

本区間は、隣接する小学校の通学路となっていますが、カーブしており、人家が連坦し視距が悪いえ、路肩が狭く、交通事故への対応が急務となっています。このため、歩道整備及び線形改良を進め、歩行者の安全確保及び事故の発生抑制を図ります。

計画概要

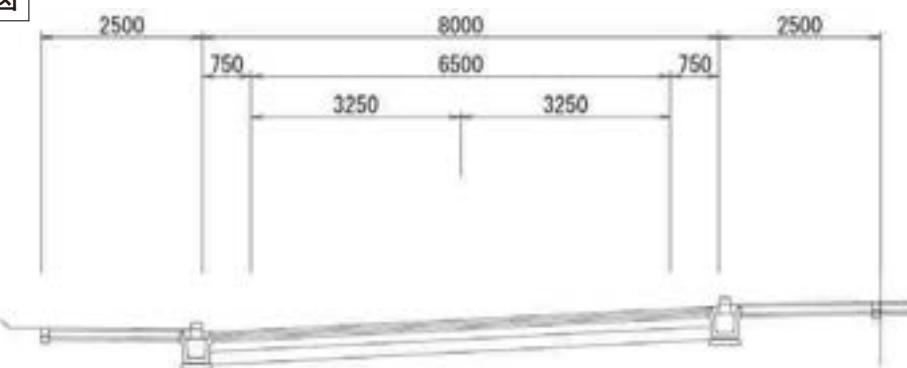
全体計画	令和4年度迄実施	令和5年度予定
延長： 134m (両側歩道(車道線形改良)) 幅員： 2.5m 事業費： 300百万円 事業期間： 平成27年度～ 令和6年度	事業費： 206百万円 歩道設計： 一式 用地取得： 一式 補償： 一式	事業費： 10百万円 用地取得： 一式 補償： 一式

位置図



標準横断面図

(単位：mm)



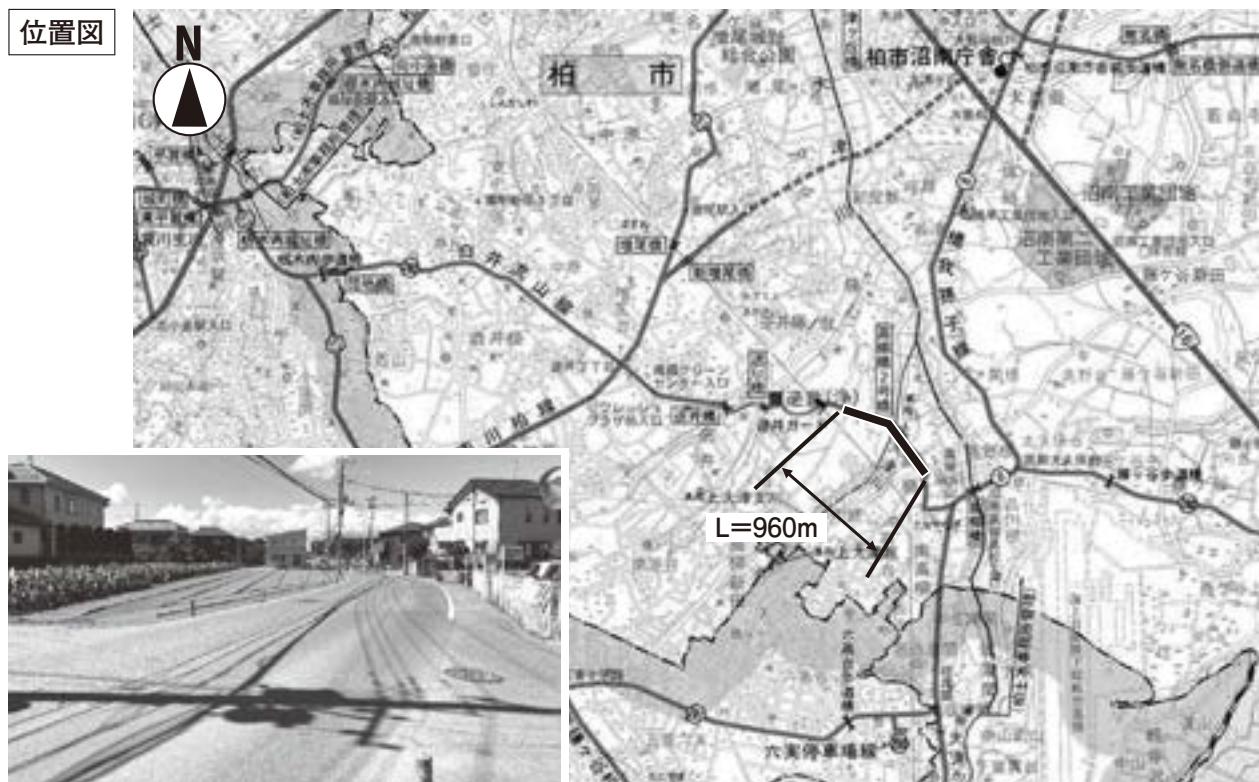
事業名	防災・安全交付金（交通安全）
路線名	一般県道 白井流山線
工事箇所	柏市高柳

本区間は、路肩が狭く、道路幅員も狭いことから、自動車と歩行者のすれ違い時の危険性が高く、安全な通行が脅かされております。付近には小学校・中学校・保育園等が立地し、小学校の通学路になっていることから、歩道の整備を進め、歩行者の安全確保を図ります。

計画概要

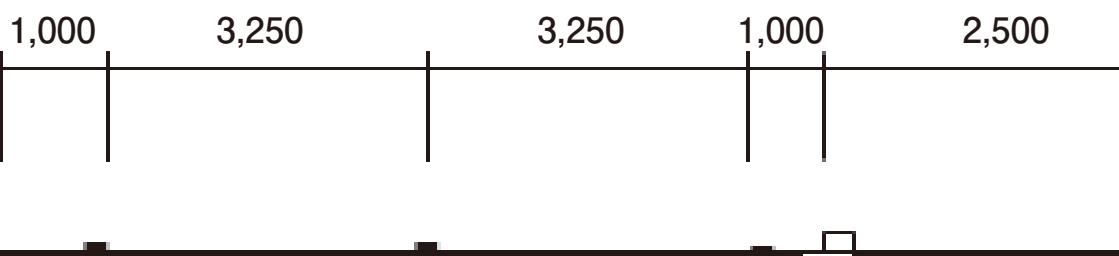
全体計画	令和4年度迄実施	令和5年度予定
延長：960m(片側歩道) 幅員：2.5m 事業費：600百万円 事業期間：令和元年度～令和6年度	事業費：35百万円 路線測量：一式 詳細設計：一式 用地測量：一式	事業費：30百万円 用地測量：一式

位置図



標準横断面図

(単位：mm)



2. 河川事業

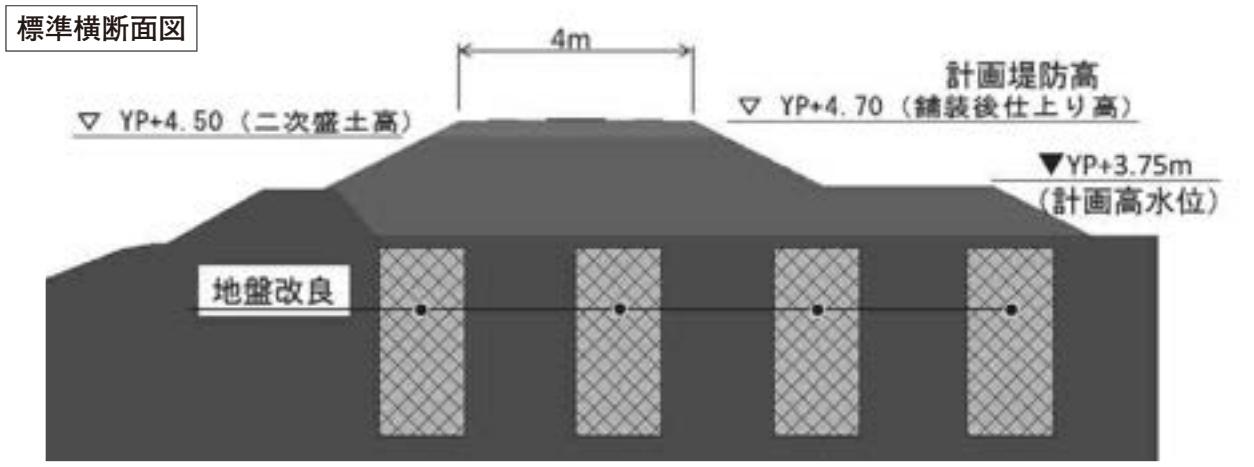
事業名	広域河川改修
河川名	一級河川 利根川水系 手賀沼
工事箇所	我孫子市若松～我孫子市高野山新田

平成25年10月の台風26号により、手賀沼の水位が上昇し、越水したことで我孫子市若松地区では15戸の床下浸水被害が発生しました。

手賀沼の湖岸堤は、左岸側の一部に計画堤防高さであるYP+4.7mに満たない区間があり、その背後地は住宅密集地を抱えることから、手賀沼全体の治水安全度向上のため、築堤工事を実施します。

計画概要

全体計画	令和4年度迄実施	令和5年度予定
地盤改良工：一式 築 堤 工：3,000m 事 業 費：1,230百万円 事 業 期 間：平成26年度～	事 業 費：546百万円 地盤改良工：一式 設 計：一式 調 査：一式 築 堤 工：二次盛土1,100m 残土処理工：一式 管理用通路工：一式 法面保護工：一式	事 業 費：10百万円 管理用通路工：一式 法面保護工：一式



事業名	統合河川環境整備
河川名	一級河川 利根川水系 手賀沼
工事箇所	柏市・我孫子市

手賀沼は、流域の都市化や開発に伴う人口増加などにより、汚濁物質の流入が増えたため、沼の水質悪化が進行してきました。

このため水質浄化対策として、昭和51年度から平成7年度にかけて大津川や手賀沼上流域において底泥浚渫や河川浄化施設の設置を実施してきたところですが、さらなる対策を強化する必要があるとの認識から、流域全体に施策を拡大した「手賀沼総合浄化計画」を平成8年度に策定（平成18年度から統合河川環境整備事業計画に移行）し、現在は手賀沼の水質・底質調査等を実施しています。

なお、この事業は、国の湖沼水質保全特別措置法に基づく「手賀沼に係る湖沼水質保全計画」にも位置付けられています。



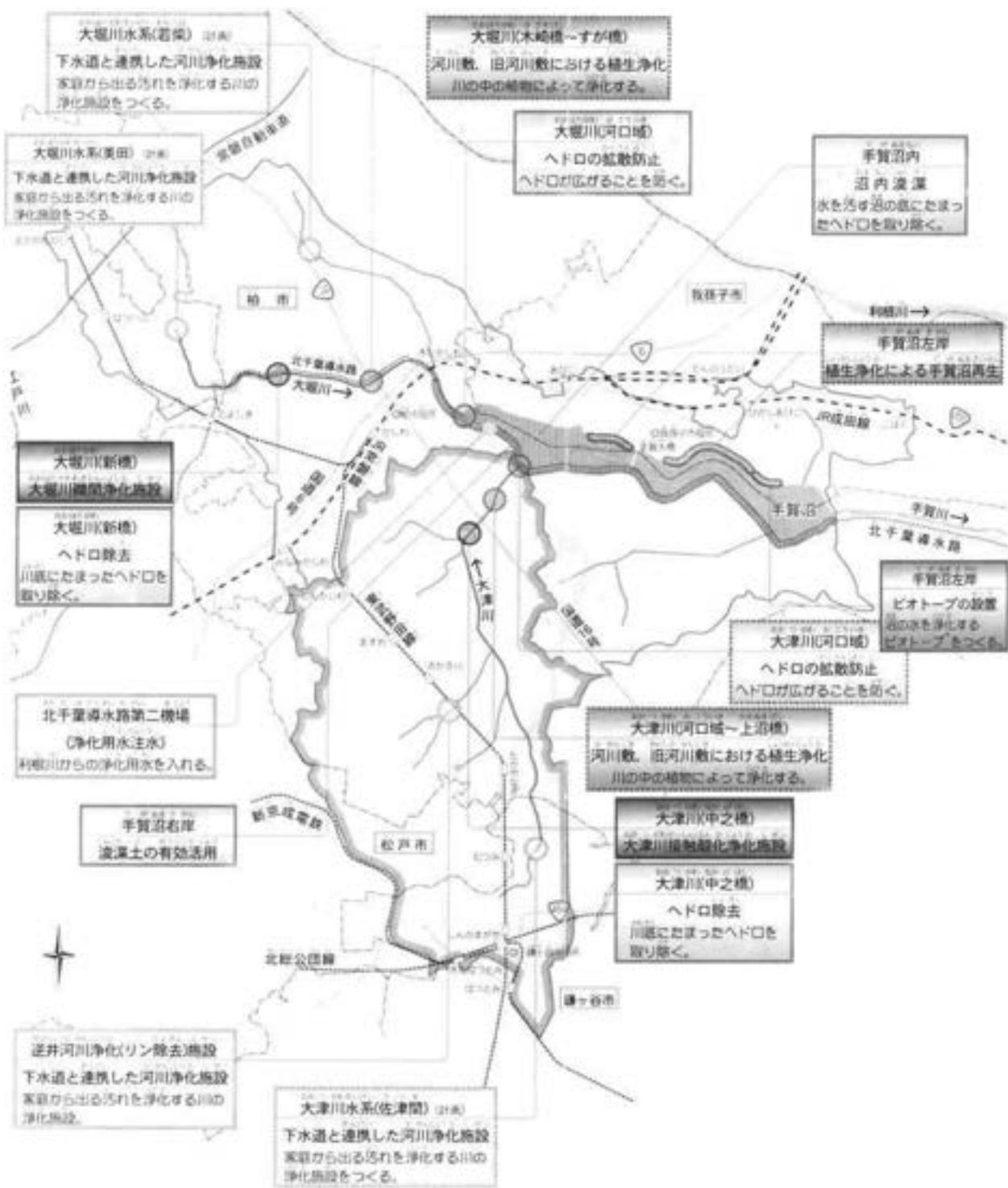
平成30年度施工
植生帯整備工 L=43.7m

目標	手賀沼に係る湖沼水質保全計画 (第8期)	【令和3年度から7年度】 [水質目標値] 手賀沼中央 (COD 9.0mg/ℓ、75%値)	
進捗状況	全体計画	令和4年度迄実施	令和5年度予定

主な内容

進捗状況	全体計画	令和4年度迄実施	令和5年度予定
主な内容	事 業 費： 18,290百万円 底泥浚渫： 650,000m ³ 汚濁拡散防止： 2ヶ所 (大津川、大堀川河口部) 淨化施設： 5基 (含む、既設2ヶ所の改修) 植生帯整備： 3,000m 底泥処分地整備： 一式	事 業 費： 12,038百万円 底泥浚渫： 577,000m ³ 汚濁拡散防止： 1ヶ所 淨化施設： 3基 逆井淨化 (リン除去) 施設： 1基 淨化施設 (改修)： 2基 (大津川、大堀川淨化施設の改修) 底泥処分地整備： 一式 植生帯整備： 1,538m モニタリング・調査： 一式	事 業 費： 60百万円 調査： 一式 植生帯(基盤)整備： 一式

手賀沼の河川浄化施設の整備と浄化対策



事業名	総合流域防災
河川名	一級河川 利根川水系 大津川
工事箇所	柏市

大津川は、鎌ヶ谷市初富地先にその源を発し、台地部の水を集め谷津田の中を北流して手賀沼に流入する流域面積35.9km²の一級河川です。台地部を中心に都市化が著しく進展し、都市化による流出増等が直接的な原因となって浸水被害が頻発しています。このため、昭和55年度より広域基幹改修事業に着手し、平成17年度からは、総合流域防災事業により整備を行っています。

改修断面は、土羽河岸を基本とし、護岸は橋梁、堰等の構造物の付近などの最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育に配慮し、自然素材による水際の再生に努めます。

計画概要

全体計画	令和4年度迄実施	令和5年度予定
延長：5,640m 幅員：67.0m (最下流部) 河道掘削・築堤：5,640m 水門等：28基 道路橋：13橋 用地取得：197,740m ² 事業費：14,331百万円 事業期間：昭和55年度～	事業費：13,597百万円 河道掘削・築堤：4,850m 水門等：24基 道路橋：9橋 用地取得：193,885m ² 測量・設計・調査：一式	事業費：30百万円 設計・測量：一式

位置図



令和3年度完成
護岸工 L=50m(左岸)

標準横断面図

(単位：m)



3. 街路事業

事業名	社会資本整備総合交付金（交付金街路）
路線名	柏都市計画道路3・3・2号箕輪青葉台線（塚崎）
工事箇所	柏市塚崎～柏市増尾

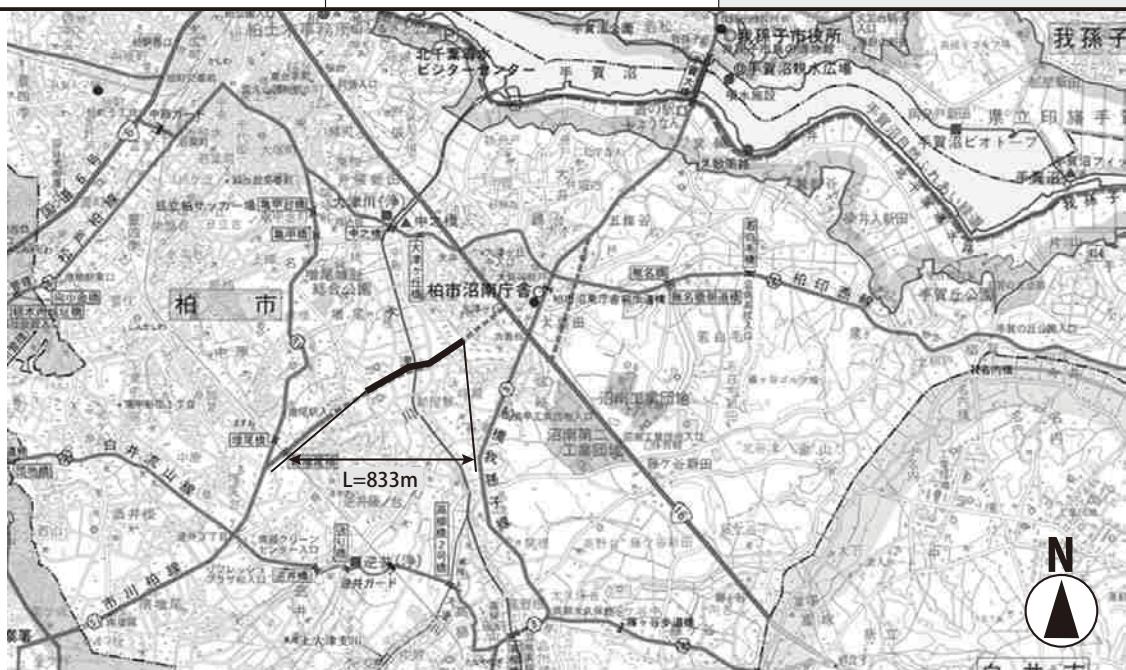
本路線は、東葛飾南部地域における交通問題の抜本的解決を図ることを目的とした4車線道路であり、暫定2車線での開通を目指して整備を進めています。

一級河川大津川により生活圏が分断されている地区の交流を図るとともに、主要地方道市川柏線のバイパス機能を担う広域幹線道路となるものです。

計画概要

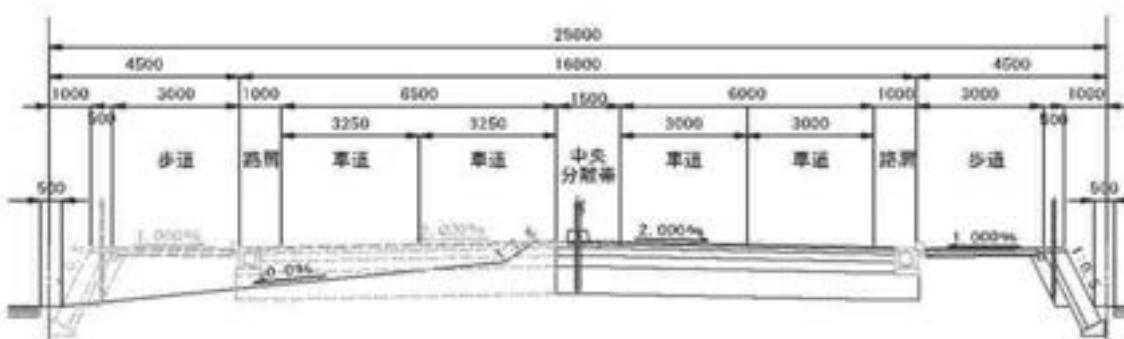
全体計画	令和4年度迄実施	令和5年度予定
延長：833m	事業費：388百万円	事業費：213百万円
幅員：25.0m	調査・設計：一式	調査・設計：一式
用地取得：16,300m ²	用地取得：10,149m ²	用地取得：一式
事業費：2,188百万円		準備工事：一式
事業認可：平成25年3月27日		
事業期間：平成25年度～ 令和5年度		

位置図



標準横断面図

(単位：mm)



事業名	社会資本整備総合交付金（補助街路）
路線名	流山都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（旧三輪野山駒木線）
工事箇所	流山市三輪野山～流山市大畔

つくばエクスプレス沿線地域においては、新線建設に合わせて千葉県、埼玉県、茨城県の3県で19地区、3,288haの一体型特定土地区画整理事業によるつくばエクスプレス沿線整備事業を進めています。

本路線は、都市軸道路と呼び、これらの沿線整備区域等の連携を図り、発生する交通需要に対応するため、埼玉県三郷市から茨城県つくば市にいたる延長約30km、4車線（幅員30～32m）の広域幹線道路です。

本事業は、区画整理事業施行区域外の流山市三輪野山～流山市大畔741mの区間を整備します。

計画概要

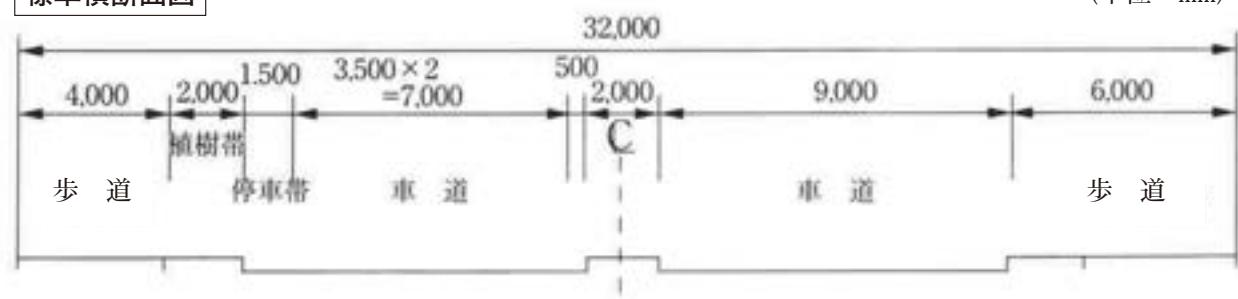
全体計画	令和4年度迄実施	令和5年度予定
延長：741m 幅員：32.0m 用地取得：13,027m ² 事業費：2,750百万円 事業認可：平成15年12月15日（当初） 平成31年2月27日（変更） 事業期間：平成15年度～ 令和5年度	事業費：2,240百万円 調査・設計：一式 用地取得：12,889m ² 本工事：道路整備工	事業費：206百万円 調査・設計：一式 用地取得：一式 本工事：道路整備工

位置図



標準横断面図

(単位：mm)



事業名	社会资本整備総合交付金（補助街路）
路線名	流山都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線 柏都市計画道路3・2・40号十余二船戸線
工事箇所	流山市駒木～柏市十余二

本都市計画道路は、いわゆる都市軸道路の全体約30km（埼玉県三郷市・吉川市～千葉県～茨城県つくば市）のうち流山市及び柏市にかかる部分であり、つくばエクスプレスの建設に合わせ暫定2車線で供用している当該区間については、沿線の区画整理事業の進捗に伴い、高まる交通需要に対応します。

本事業は、4車線化することにより交通渋滞の解消を図り、円滑な交通の確保に大きく寄与するものとして、区画整理事業施行区域外の流山市駒木～柏市十余二1,115mの区間を整備します。

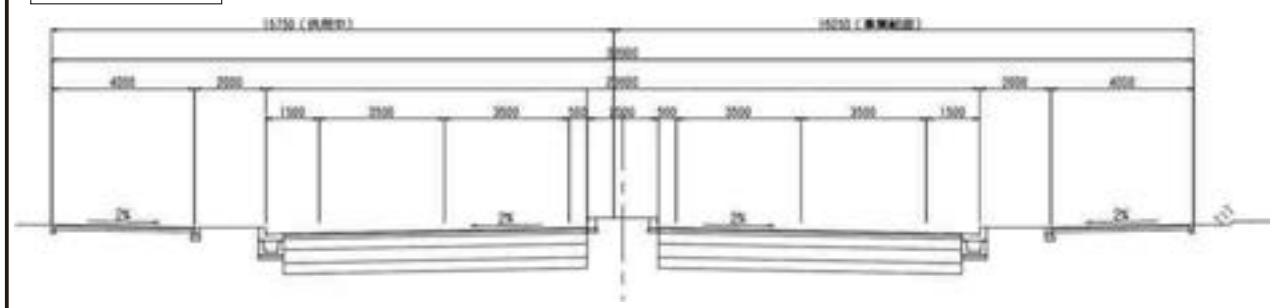
計画概要

全体計画	令和4年度迄実績	令和5年度予定
延長：1,115m 幅員：32m 事業費：700百万円 事業認可：令和4年4月1日 事業期間：令和4年度～令和6年度	事業費：9百万円 調査・設計：一式	事業費：30百万円 調査・設計：一式



標準横断面図

(単位：mm)



4. 高架事業

事業名	鎌ヶ谷都市計画都市高速鉄道第2号線 新京成線連続立体交差事業
工事箇所	鎌ヶ谷市富岡二丁目～鎌ヶ谷市北中沢一丁目
鎌ヶ谷市内では、鉄道網の増設及び人口増加とともに自動車交通量は増加の一途をたどり、市内各所の踏切において交通渋滞の悪化を招き、健全な都市活動の障害となっています。	
こうした状況を解消するため、この事業は、新京成線の初富駅、新鎌ヶ谷駅、北初富駅を含む約3.3kmを高架化し、12箇所の踏切を除却するものです。	
この事業が完成しますと、踏切事故や騒音、排気ガス等の交通公害及び踏切遮断による交通渋滞を解消し、また鉄道により分断された市街地の一体化が図られます。	
令和元年12月に全線で高架化され、引き続き関連側道等の整備を進めます。	

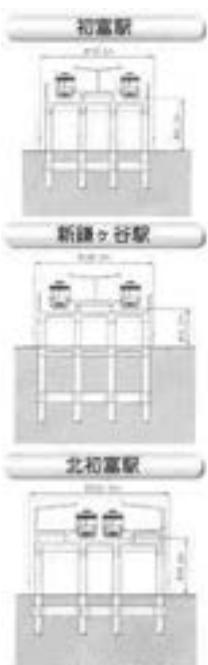
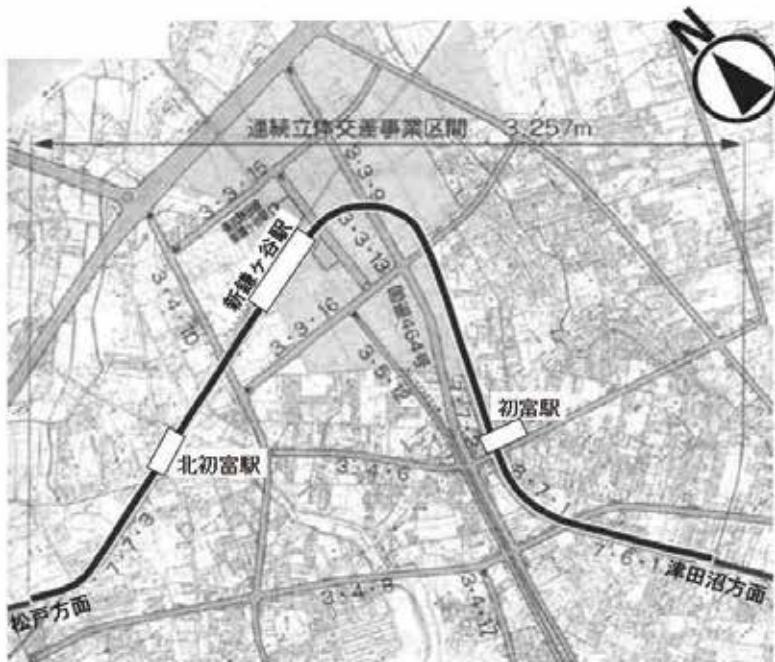
計画概要

全体計画	令和4年度迄実施	令和5年度予定
区間：鎌ヶ谷大仏駅～ぐぬぎ山駅 延長：3,257m 除去踏切数：12箇所 事業費：528億円 事業認可：平成14年3月4日 事業期間：平成13年度～令和6年度	事業費：51,018百万円 (鉄道本線：49,061百万円) (関連側道：1,957百万円) 実施内容：設計 用地取得 高架橋工事等一式	事業費：1,044百万円 (鉄道本線：756百万円) (関連側道：288百万円) 実施内容：設計 関連側道工事・ 高架橋工事等一式

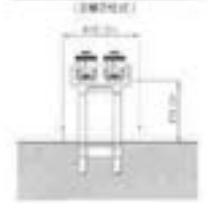
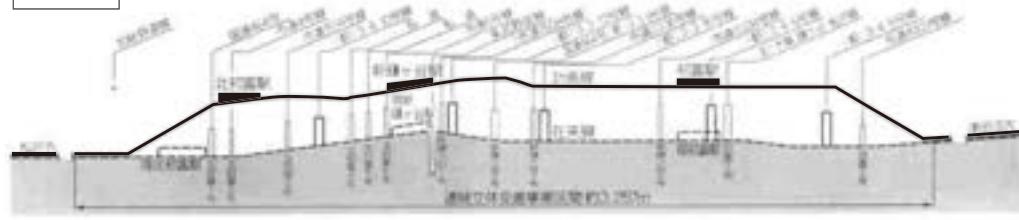
位置図

新京成線(鎌ヶ谷市)連続立体交差事業計画

標準断面図



縦断図



事業名	野田都市計画都市高速鉄道第1号線 東武野田線連続立体交差事業
工事箇所	野田市清水公園東二丁目～野田市花井新田字三丁歩
<p>東武野田線を交差する主要地方道つくば野田線や主要地方道野田牛久線では、踏切遮断により慢性的な交通渋滞が発生しており、都市機能や生活機能に様々な問題が生じています。</p> <p>こうした状況を解消するため、この事業は、清水公園駅南側から都市計画道路中根山崎線北側にかけて、愛宕駅と野田市駅を含む約2.9kmの鉄道を高架化し、11箇所の踏切を除却するものです。</p> <p>この事業が完成しますと、踏切による事故や交通渋滞の解消及び消防・救急活動の迅速化等をはじめとして、駅前広場の整備事業や周辺市街地の整備事業などの計画とあわせ、将来の総合的なまちづくりに大きく寄与することが期待されます。</p> <p>令和3年3月に高架運行が開始され、引き続き野田市駅駅舎などの高架橋工事等の整備を進めます。</p>	
計画概要	

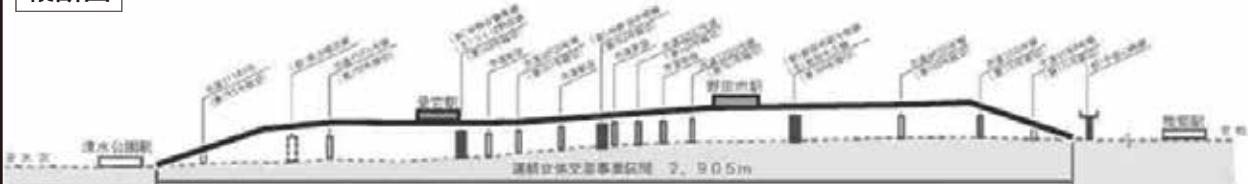
全体計画	令和4年度迄実施	令和5年度予定
区間：清水公園駅～梅郷駅 延長：2,905m 除却踏切数：11箇所 事業費：442億円 事業認可：平成20年3月31日 事業期間：平成19年度～令和8年度	事業費：33,150百万円 実施内容：設計 用地取得 高架橋工事等一式	事業費：5,501百万円 実施内容：設計 用地取得 高架橋工事等一式

位置図

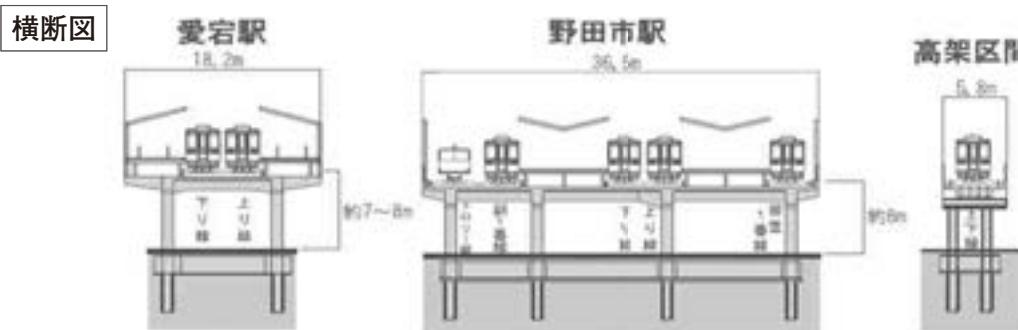
東武野田線(野田市)連続立体交差事業計画



縦断図



横断図



5. 公園事業

事業名	公共公園整備（社会資本整備）
箇所名	流山都市計画公園7・5・1号市野谷の森公園（Ⅰ期・Ⅱ期）
工事箇所	流山市三輪野山

流山市のほぼ中央部に位置する「市野谷の森」については、つくばエクスプレス沿線整備事業に関連して平成7年に「千葉県環境会議」から「オオタカ等の多様な生物が生息する生態系の保全を図る必要がある。」との提言がありました。これを受けて、県では樹林地の保護を目的とした都市公園（特殊公園：都市林）として、都市公園事業で整備する区域及び土地区画整理事業により整備する街区公園を合わせた24.1haの区域を保全することとしました。

平成12年1月28日に、都市公園事業による区域18.5haについて都市計画決定し、このうち修景池を含む約3.7haを第一期事業として整備し、令和4年3月31日に供用を開始しました。（I期区域）

また、令和3年度末には残る14.8haについて新規事業化（Ⅱ期区域）し、貴重な動植物などの自然環境の保全及び自然とのふれあいの場の創出等、快適な都市づくりに資するための整備を進めています。

計画概要

全体計画()はⅡ期区域	令和4年度迄実施	令和5年度予定
面 積：約3.7ha(14.8ha) 総事業費：2,564百万円 (3,482百万円) 事業認可：平成19年7月30日 (令和4年2月8日) 事業期間：平成19年度～令和4年度 (令和3年度～令和12年度)	Ⅱ期 事 業 費：15百万円 調査・設計：一式	Ⅱ期 事 業 費：358百万円 調査・設計：一式 用地取得等：一式

位置図



管内道路並びに河川等の現況

(1) 管内道路 当管内には、国土交通省が管理している国道6号、16号及び県が管理している国道356号があり、これを骨格として主要地方道市川柏線、船橋我孫子線、我孫子関宿線等(計6路線)が配置され、これらを補う形で一般県道10路線及び自転車道2路線(1路線は未供用)があります。

(令和5年4月1日現在)

NO.	路線番号	路線名	起 点	終 点	管内延長(m)	重用延長(m)	道路延長(m)	種類別内訳			改良状況		舗装済(m)	舗装率(%)
								橋 個	梁 個	トンネル 個	改良済延長(m)	未改良延長(m)		
一般国道														
1	356	国道356号(ハイパス含む)	我孫子市布佐	我孫子市台田	19,301	0	19,265	2	36	0	0	19,301	0	100
		計			19,301	0	19,265	2	36	0	0	19,301	0	100
主要地方道(※都市軸道路を含む)														
1	4	千葉竜ヶ崎線	我孫子市布佐	我孫子市布佐	3,078	6	2,943	1	135	0	0	3,078	0	100
2	7	我孫子関宿線	我孫子市根戸	柏市船戸山高野	7,919	0	7,795	2	124	0	0	7,919	0	100
3	8	船橋我孫子線	柏市高柳	我孫子市柴崎	9,368	463	8,606	6	762	0	0	9,368	0	100
4	46	野田牛久線	柏市船戸	柏市小青田	5,148	2,819	5,121	1	27	0	0	5,148	0	100
5	47	守谷流山線	柏市布施	柏市西柏台	9,941	4,073	9,722	3	219	0	0	9,941	0	100
6	51	市川柏線	柏市青葉台	柏市富里	8,848	0	8,805	3	43	0	0	8,848	0	100
		計			44,302	7,361	42,992	16	1,310	0	0	44,302	0	100
一般県道														
1	170	我孫子利根線	我孫子市青山(国道6号)	我孫子市布佐	7,384	0	7,368	1	16	0	0	7,384	0	100
2	195	我孫子停車場線	我孫子市(我孫子停車場)	我孫子市本町	117	0	117	0	0	0	0	117	0	100
3	196	湖北停車場線	我孫子市(湖北停車場)	我孫子市中峠	280	0	280	0	0	0	0	280	0	100
4	197	布佐停車場線	我孫子市(布佐停車場)	我孫子市布佐	535	12	535	0	0	0	0	535	0	100
5	261	松戸柏線	柏市中新宿	柏市(北柏停車場)	3,502	730	3,500	1	2	0	0	3,502	0	100
6	268	北柏停車場線	柏市(北柏停車場)	柏市(国道6号)	503	0	503	0	0	0	0	503	0	100
7	278	柏流山線	柏市(北柏停車場)	柏市豊四季	4,015	0	4,015	0	0	0	0	4,015	0	100
8	279	豊四季停車場高田原線	柏市(北柏停車場)	柏市十余二	2,331	7	2,307	2	24	0	0	2,331	0	100
9	280	白井流山線	柏市豊四季	柏市東山	8,066	585	8,051	4	15	0	0	8,066	0	100
10	282	柏印西線	柏市布瀬	柏市布瀬	12,155	1,220	12,083	4	72	0	0	12,155	0	100
		計			38,888	2,554	38,759	12	129	0	0	38,888	0	100
一般県道(自転車道)														
1	407	我孫子流山自転車道線	我孫子市布佐	柏市柏下	17,157	0	16,982	3	175	0	0	17,157	0	100
2	409	佐原我孫子自転車道線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計			17,157	0	16,982	3	175	0	0	17,157	0	100
一般国道・主要地方道・一般県道・自転車道														
		合 計			119,390	9,919	117,740	33	1,650	0	0	119,390	0	100

(2)管内河川

管内中央部には、一級河川手賀沼が位置し、西から一級河川大堀川、南からは一級河川大津川が注ぎ、手賀沼の東端から直轄管理の一級河川手賀川を経由し、茨城との県境を形成している一級河川利根川へ流入しています。県管理の3河川については、近年の都市化に伴う地域開発が著しいため、整備が急がれております。

(河川現況調)

(令和5年4月1日現在)

NO.	指定種別	水系	河川名	区間	指定延長(m)		流域面積(km ²)	延長(m)	実延長			改良率(%)	備考
					左岸	右岸			左岸	右岸	改良延長(m)	未改良延長(m)	
国土交通省直轄													
1	一級	利根川	利根川	野田市～我孫子市	22,500	100,640	22,500	100,640	1,324.9	45,000	45,000	0	100
2	一級	利根川	手賀川	柏市	7,700	7,700	7,700	7,700	4,500	4,500	0	100	
3		利根運河	利根運河	野田市、流山市、柏市	9,000	9,000	9,000	9,000	25.4	9,000	9,000	0	100
			計		39,200	117,340	39,200	117,340	1,350.3	58,500	58,500	0	100
県管理													
1	一級	利根川	大津川	鎌ヶ谷市、柏市	7,900	7,900	7,900	7,900	35.9	7,900	4,600	3,300	58
2		大堀川	大堀川	流山市、柏市	6,900	6,900	6,900	6,900	31.0	6,900	6,900	0	100
3		手賀沼	手賀沼	柏市、我孫子市	16,700	16,700	16,700	16,700	159.5	(周囲)16,700	13,700	3,000	82
			計		31,500	31,500	31,500	31,500	226.4	31,500	25,200	6,300	80
国土交通省直轄・県管理													
			合計		70,700	148,840	70,700	148,840	1,576.7	90,000	83,700	6,300	93

(3)急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

NO.	区域名	地先	面積(m ²)	指定年月日及び告示番号
1	316 木崎	柏市布瀬	10,572.00	平成6年3月1日 告示 第170号
2	370 須巻		6,069.79	平成9年12月5日 告示 第865号
3	454 手賀1	柏市手賀	1,633.86	平成15年2月7日 告示 第077号
4	455 手賀2		2,599.84	平成15年2月7日 告示 第078号
	合計		20,875.49	

(4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき指定される区域で、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域（土砂災害警戒区域）や、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域（土砂災害特別警戒区域）が指定されます。指定された区域では緊急避難体制の整備が行われ、土砂災害特別警戒区域では建築物の構造の規制や一定の開発行為の制限等が求められます。柏土木事務所管内では柏市内で57箇所、我孫子市内で23箇所が指定されています。

(令和5年4月末日現在)

	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	土砂災害警戒区域 告示番号	土砂災害特別警戒区域 告示番号	告示日
柏 市	柏市東柏	戸張	急傾斜地の崩壊	千葉県告示 第233号	千葉県告示 第238号	H24.3.30
	柏市松ヶ崎	松ヶ崎一	急傾斜地の崩壊	〃 第233号	〃 第238号	H24.3.30
	柏市布瀬	納屋	急傾斜地の崩壊	〃 第233号	〃 第238号	H24.3.30
	柏市柳戸	上柳戸	急傾斜地の崩壊	〃 第233号	〃 第238号	H24.3.30
	柏市高柳	品川根	急傾斜地の崩壊	〃 第233号	〃 第238号	H24.3.30
	柏市布瀬	腰巻	急傾斜地の崩壊	〃 第233号	〃 第238号	H24.3.30
	柏市根戸	根戸一	急傾斜地の崩壊	〃 第233号	〃 第238号	H24.3.30
	柏市布瀬	布瀬四	急傾斜地の崩壊	〃 第233号	〃 第238号	H24.3.30
	柏市布瀬	布瀬五	急傾斜地の崩壊	〃 第233号	〃 第238号	H24.3.30
	柏市布瀬	木崎	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	柏市片山	片山一	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	柏市片山	片山三	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	柏市手賀	手賀一	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	柏市手賀	手賀二	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	柏市手賀	手賀三	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	柏市手賀	手賀四	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	柏市手賀	手賀五	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	柏市手賀	手賀六	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	柏市布瀬	布瀬六	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	柏市鷺野谷	鷺野谷一	急傾斜地の崩壊	〃 第242号	〃 第245号	R2.4.7
	柏市鷺野谷	鷺野谷二	急傾斜地の崩壊	〃 第242号	〃 第245号	R2.4.7
	柏市鷺野谷	鷺野谷三	急傾斜地の崩壊	〃 第242号	〃 第245号	R2.4.7
	柏市泉	泉一	急傾斜地の崩壊	〃 第242号	〃 第245号	R2.4.7
	柏市大井	大井四	急傾斜地の崩壊	〃 第242号	〃 第245号	R2.4.7
	柏市新逆井1丁目	新逆井一	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市箕輪	箕輪三	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	特別警戒区域なし	R3.1.15
	柏市箕輪	箕輪四	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市箕輪	箕輪五	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市箕輪、大井、箕輪新田、大井新田	箕輪六	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市大井	大井二	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市大井、大津ヶ丘3丁目	大井三	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市大井	大井五	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市大井	大井六	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市花野井	花野井一	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市花野井	花野井二	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市花野井	花野井三	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市花野井	花野井四	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市布施、布施下	布施一	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市松ヶ崎	松ヶ崎二	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市松ヶ崎	松ヶ崎三	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市豊四季	豊四季一	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市中新宿1丁目、流山市前ヶ崎	中新宿一	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15

	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	土砂災害警戒区域 告示番号	土砂災害特別警戒区域 告示番号	告示日
柏市	柏市東山2丁目	東山一	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市逆井	逆井一	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市逆井	逆井二	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市逆井	逆井三	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市泉	泉二	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市泉	泉三	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市泉	泉四	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市塚崎	塚崎一	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市金山、泉	金山一	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市金山	金山二	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市藤ヶ谷	藤ヶ谷一	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市藤ヶ谷	藤ヶ谷三	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市高柳	高柳一	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
	柏市柏	柏一	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	特別警戒区域なし	R3.1.15
	柏市片山	片山四	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15
我孫子市	我孫子市久寺家	久寺家	急傾斜地の崩壊	千葉県告示 第234号	千葉県告示 第239号	H24.3.30
	我孫子市日秀	日秀	急傾斜地の崩壊	〃 第234号	〃 第239号	H24.3.30
	我孫子市白山	白山	急傾斜地の崩壊	〃 第234号	〃 第239号	H24.3.30
	我孫子市布佐	布佐	急傾斜地の崩壊	〃 第234号	〃 第239号	H24.3.30
	我孫子市久寺家	久寺家二	急傾斜地の崩壊	〃 第234号	〃 第239号	H24.3.30
	我孫子市久寺家	久寺家三	急傾斜地の崩壊	〃 第234号	〃 第239号	H24.3.30
	我孫子市つくし野	つくし野二	急傾斜地の崩壊	〃 第234号	〃 第239号	H24.3.30
	我孫子市緑	緑一	急傾斜地の崩壊	〃 第234号	〃 第239号	H24.3.30
	我孫子市中里	中里一	急傾斜地の崩壊	〃 第234号	〃 第239号	H24.3.30
	我孫子市布佐	布佐三	急傾斜地の崩壊	〃 第234号	〃 第239号	H24.3.30
	我孫子市布佐	布佐四	急傾斜地の崩壊	〃 第234号	〃 第239号	H24.3.30
	我孫子市つくし野	つくし野一	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	特別警戒区域なし	R元.7.30
	我孫子市寿	寿	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	我孫子市我孫子	我孫子一	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	我孫子市岡発戸	岡発戸一	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	我孫子市岡発戸新田	岡発戸新田一	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	我孫子市中峠	中峠一	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	我孫子市布佐	布佐二	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	我孫子市布佐	布佐五	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	我孫子市布佐	布佐六	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	我孫子市布佐	布佐七	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	我孫子市新木	新木一	急傾斜地の崩壊	〃 第133号	〃 第134号	R元.7.30
	我孫子市久寺家、つくし野6丁目	久寺家四	急傾斜地の崩壊	〃 第16号	〃 第19号	R3.1.15

公園の現況

(1) 県立印旛手賀自然公園

指定面積全体：6,606ha

指定年月日：昭和27年10月24日

特別地域 ha	普通地域 ha	計 ha	管内の区域
241	918	1,159	柏市・我孫子市の一部

(2) 県立柏の葉公園(都市公園)

<施設概要>

所在地：柏市柏の葉4丁目

事業期間：昭和60年度～平成22年度

供用面積：45ha

事業費：約640億円

<開設の経緯>

供用開始日	開設面積(ha)	主な開設施設
H 2 .7 .20	／ 8.2	桜の広場
H 3 .6 .6	(4.6)／ 12.8	コミュニティ体育館、冒險のトリデ、第2駐車場
H 4 .3 .31	(7.0)／ 19.8	ボート池、都市緑化植物園（西洋庭園、ロックガーデン）
H 5 .10 .10	(1.3)／ 21.1	公園センター、四季の広場
H 6 .6 .16	(1.0)／ 22.1	日本庭園「牧が原園」
H 7 .4 .29	(1.8)／ 23.9	郷土の森
H 9 .4 .1	(－)／ 23.9	レストハウス
H 10 .3 .31	(1.5)／ 25.4	中央広場、鑑賞池
H 11 .4 .1	(10.7)／ 36.1	総合競技場、第1駐車場
H 16 .6 .15	(2.4)／ 38.5	庭球場
H 18 .6 .30	(2.3)／ 40.8	多目的広場
H 22 .4 .26	(4.2)／ 45.0	野球場

(3) 県立手賀沼自然ふれあい緑道(都市公園)

<施設概要>

所在地：柏市柏下～柏市片山新田

主要施設：遊歩道(自転車道併設)、修景施設、

供用延長：約9.4km

休養施設、駐車場

標準幅員：約30m

事業期間：平成10年度～17年度

事業費：約11億円

<開設の経緯>

供用開始日	開設延長(km)	開設区間
H 15 .9 .1	／ 2.5	北柏橋～ヒドリ橋
H 18 .4 .1	(6.9)／ 9.4	ヒドリ橋～手賀曙橋

(4) 県立市野谷の森公園 (都市公園)

<施設概要>

所在地：流山市三輪野山

事業期間：平成19年度～令和12年度

事業面積：約18.5ha

事業費：約60億円

供用面積：約3.7ha

<開設の経緯>

供用開始日	開設面積(ha)	開設区間
R 4 .3 .31	／ 3.7	I期区域（修景池、芝生広場）

【県立柏の葉公園】

自然・文化・

スポーツを楽しもう!

柏の葉公園

*国道16号、柏インター

柏の葉キャンパス駅

PARK CENTER-Campus Kōen

柏駅

→

柏の葉公園中央

BUS STOP

公園センター・緑の相談所

GREEN CENTER-Center Office

→

中央エントランス

CENTER ENTRANCE

→

第2駐車場

PARKING

→

コミュニティ体育館

COMMUNITY SPORTS CENTER

→

冒険のトリニティ

ADVENTURE HALL

→

四季の広場

THE FOUR SEASONS FIELD

→

ロックガーデン

ROCK GARDEN

→

レストハウス(昼食・売店)

REST HOUSE

→

ボートハウス

BOAT HOUSE

→

多目的広場

OPEN SPACE

→

日本庭園

JPANESE GARDEN

→

ドッグラン

DOG RUN

→

野球場

BASEBALL FIELD

→

野外ステージ

OUTDOOR STAGE

→

芝生広場

GRASS FIELD

→

サーキスヤード

CIRCUIT YARD

→

北エントランス

NORTH ENTRANCE

→

東大前

EAST SIDE

→

江戸川台駅

HACHIBA-DAI STATION

→

柏の葉公園

EAST SIDE

→

十一条小学校/さわやかちば園民プラザ

TENJŪ-SCHOOL/SAWAYAKA-CHIBA GEMIN PLAZA

→

野鳥観察所

BIRD WATCHING PLACE

→

三井住友前

MITSUI MITSUJI BUS STOP

→

柏の葉公園住宅前

EAST SIDE

→

江戸川台駅

HACHIBA-DAI STATION

→

柏の葉公園

EAST SIDE

→

東大西

EAST SIDE

→

江戸川台駅

HACHIBA-DAI STATION

→

柏の葉公園

EAST SIDE

→

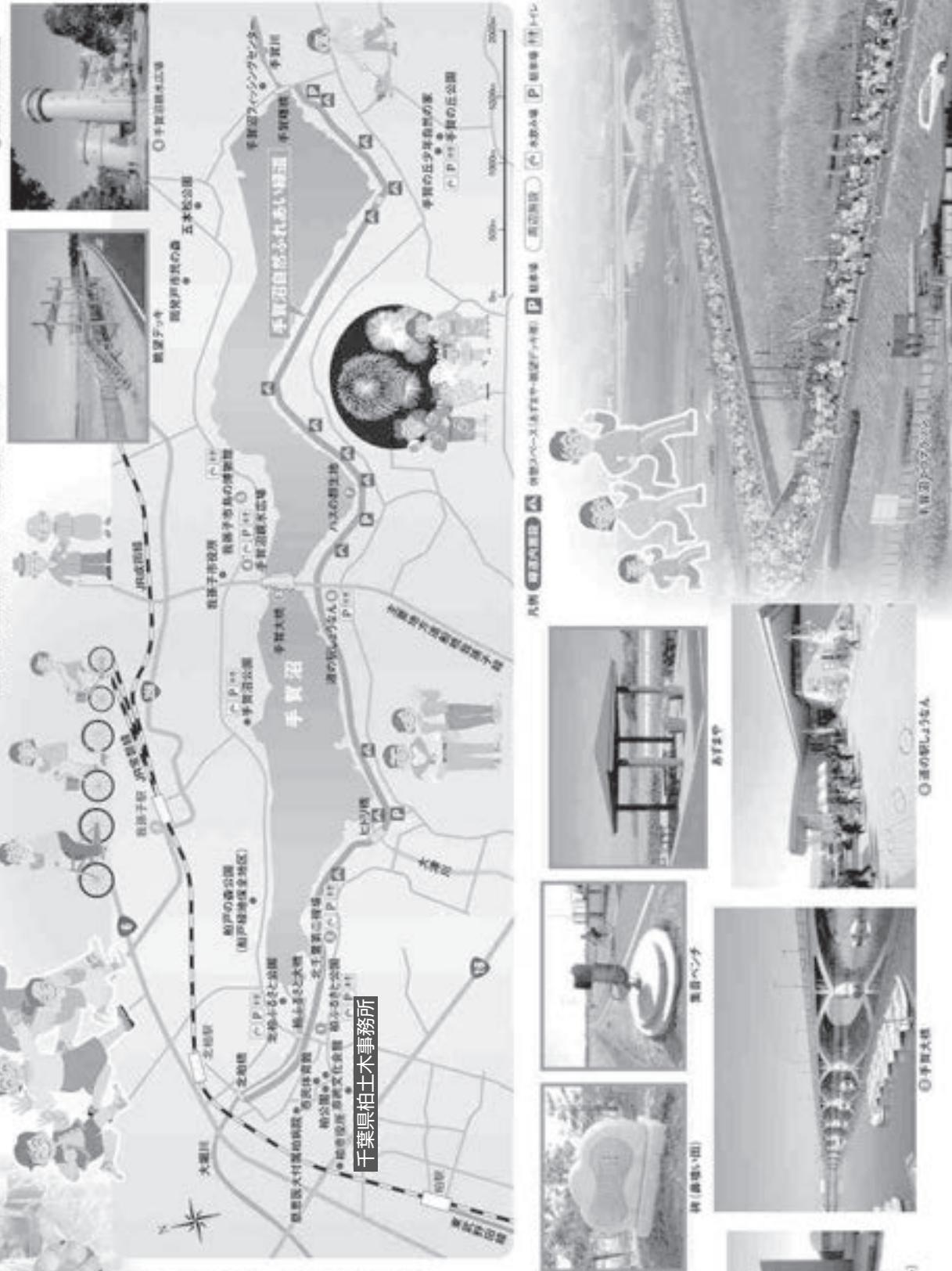
柏の葉公園</p

【県立手賀沼自然ふれあい緑道】



手賀沼
手賀沼

手賀沼の自然ふれあい緑道は、車両通行に供された手賀沼の貴重な林と水道空間などの豊かな自然と身近にふれあいながら、散策やジョギング、サイクリングなどが楽しめる遊歩道です。手賀沼に飛来する水鳥、ヨシ原とハスの生態などを観察しながら、心地よい自然の風を体感できる水辺のオアシスです。なお、この林道は郡山公園である「林道」と計画の自転車道で構成され、全体を「手賀沼自然ふれあい緑道」と称しています。





建築及び宅地指導について

当事務所管内には、すべての建築物に関する事務を取り扱う「特定行政庁」である松戸市、柏市、我孫子市及び流山市の4市と、木造2階建ての住宅等小規模な建築物に関する事務のみを取り扱う「限定特定行政庁」である鎌ヶ谷市及び野田市の2市があります。

当事務所は、このうち限定特定行政庁2府について、建築基準法及び建設リサイクル法等に関する事務を所管しています。

当事務所管内は、首都圏近郊整備地帯に位置していることから計画的な街づくりが進められている一方、既成市街地においては、宅地の狭小化や狭隘道路による課題等が生じており、建築指導行政も複雑・多様化しています。このような状況の中で各市と連携して、建築関係法令の遵守とともに、秩序ある街づくりが推進されるよう円滑な建築指導行政に努めています。

また、開発行為等（主として建築物の建築等を目的で行う土地の区画形質の変更の規制）に関する事務は、県知事若しくは指定市の長等の権限に属していますが、県条例による事務処理の特例により、当事務所管内では指定市である柏市以外の松戸市、我孫子市、流山市、鎌ヶ谷市及び野田市に知事の権限を移譲しています。

なお、野田市のうち合併前の旧関宿町における開発行為で、当時の都市計画法第34条第8号の3の規定による法第29条の許可関連（平成15年6月5日迄に申請があったもの）の許認可事務については、引き続き当事務所が行っています。

1. 建築行為に係る管内市別取扱区分 (令和5年4月末日現在)

- すべての事務を当事務所が取り扱う
- △ 一部の事務を当事務所が取り扱う

建築地の市名 手続き	松戸市・柏市 我孫子市・流山市 (特定行政庁)	鎌ヶ谷市・野田市 (限定特定行政庁)	所管する業務の範囲
建築物等の確認申請・検査申請	—	△ (中間検査以外、受付は市役所窓口)	所管する業務の範囲は注)1、2、3
建築基準法第43条第2項第1号認定申請	—	△ (受付は市役所窓口)	限定特定行政庁が所管する以外のもの
建築基準法第43条第2項第2号許可申請	—	○ (受付は市役所窓口)	
建築基準法第85条第5項仮設建築物許可申請	—	△ (受付は市役所窓口)	限定特定行政庁が所管する以外のもの
仮使用認定申請	—	○ (受付は市役所窓口)	4階以下かつ延べ面積2,000m ² 以下のもの
定期報告	—	○	建築物・建築設備等(昇降機・遊戯施設を除く)に限る
バリアフリー法の認定申請	—	△ (受付は市役所窓口)	4階以下かつ延べ面積2,000m ² 以下のもの
千葉県福祉のまちづくり条例の届出等	—	○	4階以下かつ延べ面積2,000m ² 以下のもの
建築士事務所の業務報告書の提出	○	○	
建築台帳記載証明の申請	—	△	所管する業務の範囲は注)1、2、3によるが、平成2年以前のものは取扱区分が異なる。
建設リサイクル法の届出(建築物)	—	△	注)4
建築物省エネ法に係る規制措置の届出及び適合判定	—	△	所管する業務の範囲は注)1
耐震改修促進法による 耐震改修の計画認定	—	△ (受付は市役所窓口)	4階以下かつ床面積の合計が2,000m ² 以下のもの

注) 建築物、工作物及び建築設備の確認申請等における所管範囲 (令和元年6月25日建築基準法改正施行後)

1 建築物は、4階以下かつ延べ面積2,000m²以下のもののうち

- ① 特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200m²を超えるもの
- ② 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500m²、高さが13mもしくは軒の高さが9mを超えるもの
- ③ 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200m²を超えるもの
- ④ ①～③以外で許可(仮設を除く)を要するもの

2 工作物は、煙突で高さが6m超、広告塔等で高さが4m超、擁壁で高さが2m超(建築基準法施行令第138条第1項)のもののうち

- ① 煙突は、高さが10mを超えるもの
- ② 広告塔・広告板・記念塔等は、高さが10mを超えるもの
- ③ 拥壁は、高さが3mを超えるもの
- ④ 煙突・広告塔等の高さが10m以下又は擁壁の高さが3m以下で、限定特定行政庁が所管しない建築物の敷地のもの

3 建築設備(小荷物専用昇降機・ホームエレベーター)については、当事務所が確認する建築物に関するもの

4 建築物は、建築基準法第6条第1項第4号(木造住宅で2階以下のもの等)に掲げる建築物以外のもの(県知事の許可を必要とするものを除く)

2. 建築指導の状況

(令和5年4月末日現在)

下表および次ページの表において、件数は鎌ヶ谷、野田の2市の合計を示している。

ただし(7)建築士事務所立入状況は管内全市（松戸、柏、我孫子、流山、鎌ヶ谷、野田）である。

(1) 建築確認等状況

項目 年度	建 築 確 認 申 请 受 付 数	左 の 内 訳			仮 使用 認 定 申 請	仮 設 許 可 申 請	法第43条 許 可 申 請
		建 築 物	工 作 物	建 築 設 备			
令和2年度	3	3	0	0	1	1	6
令和3年度	4	3	1	0	0	0	3
令和4年度	2	2	0	0	0	0	6

(注)受付数には計画通知を含む。

(2) 完了検査実施状況

項目 年度	完 了 檢 査 申 请 受 付 数
令和2年度	2
令和3年度	3
令和4年度	3

(3) 定期報告状況

項目 年度	定期報告 件 数
令和2年度	153
令和3年度	111
令和4年度	257

(4) 建築パトロール状況

項目 年度	パトロール 回 数	立 棟 入 数
令和2年度	4	20
令和3年度	1	6
令和4年度	6	44

(5) 建設リサイクル届出状況

項目 年度	届 出 件 数
令和2年度	81
令和3年度	101
令和4年度	124

(注)上記届出件数には、通知を含む。

(6) 建設リサイクルパトロール状況

項目 年度	パトロール 回 数	立 入 件 数
令和2年度	4	10
令和3年度	1	5
令和4年度	4	13

(7) 建築士事務所立入状況

項目 年度	立 入 件 数
令和2年度	0
令和3年度	0
令和4年度	0

- ・令和2、3年度はコロナにより中止
- ・令和4年度は人員の不足により中止

(8) 省エネ届出状況

項目 年度	届出件数
令和2年度	38
令和3年度	16
令和4年度	30

(9) 福祉のまちづくり条例 届出状況

項目 年度	届出件数
令和2年度	18
令和3年度	9
令和4年度	17

(注)上記届出件数には、通知を含む。

(10-1) 民間機関報告状況

項目 年度	報告件数 (確認報告受付日別)
令和2年度	121
令和3年度	114
令和4年度	130

(10-2) 民間機関報告状況

項目 年度	報告件数 (変更・中間・完了報告 受付日別)
令和2年度	—
令和3年度	162
令和4年度	148

3. 宅地指導の状況

都市計画法に基づく申請等について、当事務所における令和2年度～令和4年度の実績はありません。



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

千葉県柏土木事務所



○JR 常磐線・東武野田線 柏駅より

- ・徒歩 20 分
- ・阪東バス（柏駅東口発 慈恵医大柏病院ゆき・ウェルネス柏ゆき）
慈恵医大柏病院 下車徒歩6分／柏市民文化会館前 下車すぐ

○JR常磐線 北柏駅より

- ・徒歩17分
- ・阪東バス（北柏駅発 慈恵医大柏病院ゆき） 慈恵医大柏病院 下車徒歩6分

〒277-0005 千葉県柏市柏745

TEL 04-7167-1201 (総務課)	TEL 04-7167-1203 (管理課・用地課)
04-7167-1373 (調整課)	04-7167-1204 (建設課)
04-7167-1374 (維持課)	04-7167-1371 (建築宅地課)
04-7167-1267 (公園街路課)	04-7167-1218 (高架事業推進課)
FAX 04-7167-1205	